

① 振り込め詐欺救済法の 基本知識



金融犯罪による被害は依然として深刻であり、金融機関には被害防止とともに、犯罪被害に遭った利用者の救済に向けた適切な対応が求められている。本稿では、振り込め詐欺救済法の成立背景や目的を整理し、その活用の重要性と現場で必要となる基本的な知識を解説する。

農林中央金庫
法務・コンプライアンス部
金融法務班



1 特殊詐欺の現状

(1) 増加する特殊詐欺被害

警察庁が公表している「令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について(暫定値)」によると、2025年は特殊詐欺(注1)の認知件数が2万7758件、被害にして約1414億2000万円にのぼっています(図表1)。

これは、10年前の2015年に比べると、認知件数で2倍、被害金額は3倍近い水準です。

被害金等交付に係る形態(手段)別で見ると、振込口座を利用して被害に遭う「振込型」が、認知件数・被害額ともに全体の6割近くを占めています(図表2)。このことから、特殊詐欺により振り

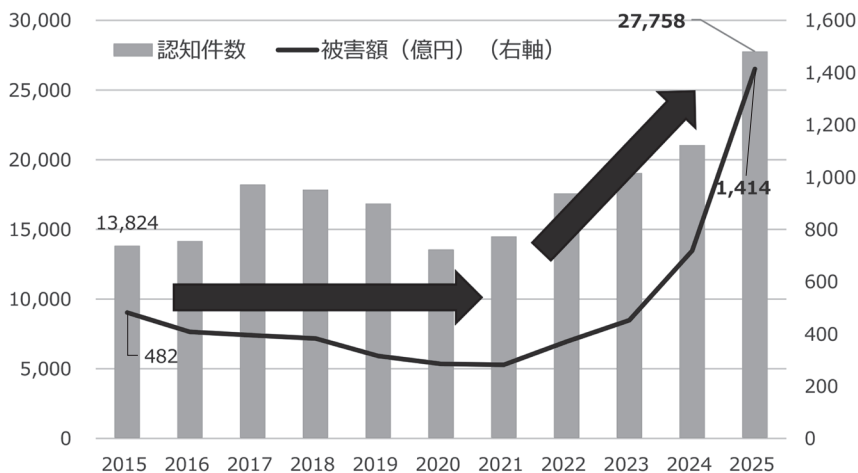
込まれた口座を止めることは、詐欺被害の拡大防止において重要であるといえます。

また、警察庁の統計データによると、特殊詐欺被害全体における高齢者(65歳以上)の認知件数は、法人被害を除いた総認知件数の51・3%、被害額は同59%を占めており(図表3)、被害者の半数以上が高齢者への偏りをみせています。

そのため、多くの高齢者に利用されているJAバンクにおいては、利用者が被害に遭っている可能性もあります。利用者保護の観点からも、特殊詐欺被害は他人事ではありません。

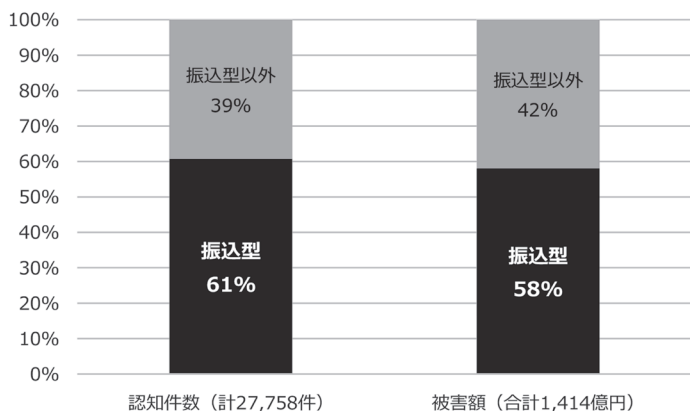
(注1)「被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝およびキャッシュカード詐欺を含む)の総称」。具体的にはオレオレ詐欺や還

【図表1】 特殊詐欺被害の推移



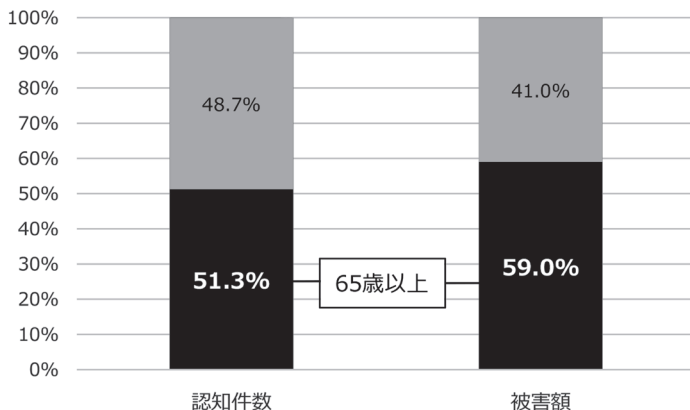
(出所) 警察庁の統計データより筆者作成

【図表2】 特殊詐欺における振込口座の利用割合



(出所) 警察庁の統計データより筆者作成

【図表3】 特殊詐欺全体の高齢者被害の割合



※法人被害を除く。

(出所) 警察庁の統計データより筆者作成

(2) 特殊詐欺に気づいた場合に依拠すべき法律

では、利用者がこうした特

付金詐欺などを含む。

殊詐欺被害により外部金融機関へ送金したことや、利用者の口座が特殊詐欺の入金先として使われていることに気がついたら、金融機関はどの

ように対応すればよいのでしょうか。

こうした場合に備えて立法されたのが、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下、「振り込め詐欺救済法」という)です。

同法は、一見複雑な対応が必要なものと思われがちです

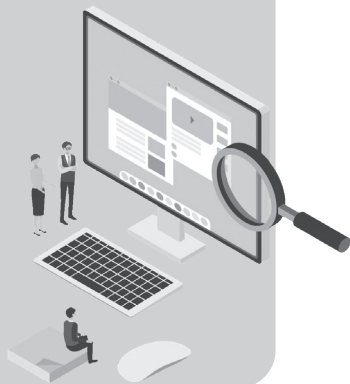
が、金融機関職員として押さえるべきポイントは、大きく分けて次の3つになります。

- ・ 初動対応
- ・ 貯金債権の消滅手続
- ・ 被害回復分配金の支払手続

② JAバンクにおける 振込利用犯罪行為への対応



特殊詐欺事案では、JA利用者への被害補償対応と、犯罪利用口座への対応を切り分けて整理する必要がある。本稿では、振り込め詐欺救済法に基づく初動対応、貯金債権の消滅手続、被害回復分配金の支払手続など、JAにおける実務対応の流れと留意点を解説する。



農林中央金庫
JAバンク業務革新部
事務システム貯金グループ

1 被害者対応と 犯罪利用口座への 対応の違い

JAの利用者・口座が関わる特殊詐欺が発生した場合、JAの利用者が被害者になったケースと、JAの口座が振込利用犯罪行為（注）に利用されたケースとで、対応が異なります。

JAの利用者が不正出金等の被害者となり、JAの貯金を詐取された場合は、まずインターネットバンキング（IB）のサービス利用停止や、カード・通帳・証書の事故登録等により、被害の拡大を防ぎます。その後、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」等に基づく補償対応を進めていきます。

一方、JAの口座が振込利用犯罪行為に利用された場合

は、貯金取引を停止のうえ、振り込め詐欺救済法に基づく対応を進めていくこととなります。具体的な対応事務は、「初動対応」「貯金債権の消滅手続」「被害回復分配金の支払手続」の大きく3点です（後記2～4参照）。

なお、最近ではフィッシング詐欺によりIBのID・パスワードを詐取され、口座を乗っ取られる事案が多発しています。この場合、口座残高を引き出された後、ほかの詐欺資金の受け皿として悪用されるが多く、被害に遭ったJAの利用者の口座が、犯罪に利用されるケースがあります。

このように、被害者への補償対応と、犯罪に利用された口座への対応と、両方向から対応が必要となる案件があることに留意が必要です。

（注）詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、

財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振り込みが利用されたものをいう（振り込め詐欺救済法2条3項）。

2 初動対応

(1) 貯金取引の停止

振り込め詐欺救済法3条では、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする」と定められています。これに基づき、特殊詐欺の疑いがある場合は、直ちに貯金取引を停止する必要があります。

のケースです。

①被害申出人から被害の申し出を受けた場合

振り込め詐欺等の被害者から、JAの口座に振込みを行った旨の申し出を受けた場合、該当口座の貯金取引を停止し、本人確認書類による被害者本人の確認を行ったうえで、被害申出人から振込依頼書等の控えの提出を受けて取引内容を照会し、振込みの事実および警察への被害届の提出の有無を確認します。

②捜査機関等から犯罪利用口座である旨の申し出を受けた場合

弁護士、認定司法書士または警察から振り込め詐欺等に係る被害を受けたとの申し出を受けた場合は、正当な通報であることを確認のうえ、貯金取引を停止します。

③他金融機関等からの情報提供を受けた場合

他金融機関等からJAの口

座の犯罪利用について情報提供があった場合は、取引履歴を確認のうえ、当該貯金口座の名義人へ連絡を行い、犯罪利用が疑われる場合に貯金取引を停止します。

④職員が自ら疑いを感じた場合

取引モニタリング等を通じて、犯罪利用が疑われる口座が判明した場合は、当該口座の名義人へ連絡を行い、疑いが晴れない場合は、貯金取引を停止します。

⑤本人確認書類の偽造・変造が発覚した場合

(2) 貯金取引停止を実施した貯金口座名義人への通知

貯金取引停止を行った場合は、速やかに当該貯金口座の名義人に対し、通知します。

なお、貯金口座名義人からの異議申出があり、合理的な説明を受けるなど、犯罪利用の疑いに疑義が生じた場合は、

JA本店等と協議のうえ、貯金取引停止の解除を検討します。犯人グループからの申し出である可能性も踏まえた慎重な検討が必要です。

(3) 移転先金融機関への連絡

貯金取引を停止した貯金口座について、振り込め詐欺等に係る資金が他金融機関の口座へ資金移転していないかを確認します。移転が確認された場合は、移転先金融機関に対し、その旨を連絡する必要があります。

3 貯金債権の消滅手続

(1) 犯罪利用口座

犯罪利用口座である場合、振り込め詐欺救済法に基づき債権消滅を行うことが可能です。犯罪利用口座に該当しない場合は、疑いのある口座として初動対応は行うものの、

③現場で迷わないための 実務Q&A



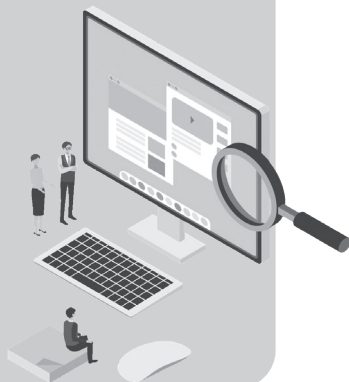
振り込め詐欺救済法の手続きは、現場職員が判断に迷う場面も少なくない。ここでは、金融機関職員が実務で直面しやすい疑問を取り上げ、適切な対応と必要な基礎知識を解説する。



SCSK RegTech Edge株式会社

AML開発本部 AML開発本部長付 主席コンサルタント 山根 洋

1989年慶応義塾大学理工学部卒業、広島銀行入行。市場関連業務、システム業務、監査業務等を担当後、2020年からリスク統括部マネロン等金融犯罪対策統括室長。同行退職後、2024年4月より現職。一般社団法人日本金融犯罪対策協会理事、公認不正検査士（CFE）、システム監査技術者。



Q1

振り込め詐欺救済法が制定された経緯は？



2003年頃に「オレオレ詐欺」が出現し、その手口の多様化に伴い、銀行振込を利用した詐欺被害額は年々増加し、深刻な社会問題となりました。こうした詐欺では、振込先となる受取口座が口座名義人から犯罪グループへ売却・譲渡され、不正利用されているのが一般的です。

このような口座の残金は、実態として犯罪グループの資金であると推定されますが、被害者への返還にあたっては法的な課題がありました。預貯金債権はあくまで「口座名義人」に帰属するため、金融機関が残金を被害者に返還した後に、口座名義人から改めて払戻請求を受けた場合、二

重払いを余儀なくされるリスクを抱えていたのです。

この問題に対処するため、2006年、自由民主党内に設置された「振り込め詐欺撲滅ワーキングチーム」において法制化の検討が開始されました。迅速な被害回復を実現するには、犯罪グループのものと推定される口座名義人の預貯金債権を消滅（失権）させる「民法の特則」を設け、その後の被害者への分配手続を明確にする法整備が不可欠と判断されたためです。

しかし、法律専門家の間では、「口座名義人の預貯金債権を失わせるには、裁判所による司法判断を経るべきである」という慎重論が根強くありました。一方で、裁判手続には多額の費用と時間がかかり、被害者にさらなる過大な負担を強いることとなります。この「適正手続の確保」と「迅速な被害救済」のジレン

マにより、法制化の検討は一時、暗礁に乗り上げました。

これを打破したのは、2006年12月に自由民主党の国会議員が発表した「滞留口座残金は遺失物法での犯罪者の置き去り物件と同視できるため、簡易の公告手続により債権を失権させる」という考え方です。これを採用した法案骨子を作成し、法案は2007年の第168回国会で審議されました。法案では、遺失物の所有者が3カ月(90日)名乗り出ない場合に取得者へ権利が移ることを参考に、預貯金債権失権手続を60日、被害回復分配金の支払手続を30日とされました。審議のなかで、日本弁護士連合会からの提案を受け入れ、口座への凍結依頼を警察等の捜査機関からだけでなく「捜査機関等」とし、「等」に弁護士等からの口座凍結依頼を含ませることとされました。また、簡易

の公告手続は普及が開始し始めていたインターネットが使用されることとされました。

審議を経て、国会本会議にて2007年12月に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(以下、「振り込め詐欺救済法」)は制定され、2008年6月に施行されました。このような経緯から、同法の手続きには次の特徴があります。

- ① 預貯金債権失権は口座凍結時の残金全額に対して実施凍結された口座には、給与振込残金等の口座名義人のものと思われる残金が残っていることもあり。同法では「遺失物」という考え方のため、残金全額が対象となります。
- ② 推定される被害者には可能な限り金融機関から連絡被害回復分配金の支払手続には、簡易公告としてインタ

ーネットが使用されています。インターネットが十分普及しているとはいえなかったため、金融機関からの電話等による連絡が求められたものです。



「系統金融機関向けの総合的な監督指針」(以下、「監督指針」という)において、本業務は単なる事務作業ではなく、経営上の重要課題の一つである「コンプライアンスの問題」として位置づけられ、迅速かつ適切な態勢整備が求められています。

監督指針の「II-3-1-3-1 意義【共通】」においては、次のような旨が記されています。

「振り込め詐欺救済法は、被

害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手続きを規定するものであるが、系統金融機関にとっては、従来、預貯金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する。

系統金融機関においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続の問題ではなくコンプライアンスの問題として位置づけ、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備しているか」

ここでいう「コンプライアンスの問題」とは、単に法律を守るという意味に留まりません。「金融機関が犯罪組織に利用され、犯罪収益の拡大に加担してしまうことを防ぐためのゲートキーパーとなること」を指しています。振り

改訂版

「マネロン・ガイドライン」と「FAQ」

押さえておくべき注目点



弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー弁護士
金澤 浩志

2004年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。米国およびシンガポールの法律事務所や金融庁監督局総務課での勤務を経て、金融機関のガバナンスや、AML/CFT、個人情報保護等のリスクマネジメント、コンプライアンスに関するアドバイス業務に従事。

改正の背景

2026年3月31日、金融庁は「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)および「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくある質問(FAQ)」(以下、「FAQ」という)の改正を行いました。

金融庁は、各金融機関に対して2024年3月末を期限とした基礎的な態勢整備の完了を要請を行ってきましたが、かかる態勢整備が概ね完了したとの認識の下で行われた今回の改正は、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やFATF第5次審査のメソッドロジー等、足許の金融機関を取り巻く環境変化等を整理し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維

持・高度化の促進のために実施するものとされています。

わが国のAML/CFTに係る取組みは、2028年6月にオンサイト審査が予定されている、FATFによる第5次対日相互審査を当面の目標として動いているところ、当該審査においては、従来以上にマネロン等対策の「有効性(Effectiveness)」に焦点が当てられることとなります。かかる観点から、現在、各金融機関においては、自らのAML/CFT態勢が実際にリスク低減という成果を生んでいるかを評価する「有効性検証」を行っているところです。他方で、足元ではSNS型投資詐欺やロマンス詐欺といった金融犯罪が引き続き横行し、社会的な脅威となっている現状があります。

こうした環境変化のなかでの今回のガイドライン改正は、金融機関におけるAML/C

F T態勢について「形式面の整備から実効性ある対応へ」と移行したことを明確にするものであるといえます。

ガイドラインの
構成変更と態勢の
高度化



今回のガイドライン改正で最も特徴的な変化は、従来の【対応が期待される事項】および【先進的な取組事例】が全般的に削除され、その多くがFAQへと移行された点です。

二二
構成の整理と
FAQへの移行

(1) 【対応が期待される事項】の削除の意味

一見すると、ガイドラインからの項目削除は、求められる対応の水準の緩和と受け取られるかもしれませんが、実

態はそうではありません。パブリックコメントNo.3等に對する金融庁の回答によれば、削除された事項は、特定の場面や一定の規模・業容等を擁する金融機関等において、より堅牢なAML/CFT態勢の構築の観点から対応することが求められるべき性質のものであると示されています。

つまり、これらの対応の必要性がなくなつたというものではないのです。むしろ、FAQの【対応が求められる事項】の項における記載内容として含まれることによって、従前は、「自らには無関係」と整理してきていた記述にも、向き合う必要が出てくることも考えられます。

(2) 【対応が期待される事項】から【対応が求められる事項】へ移行した一例

例えば、ガイドラインII-2(3)(ii)「顧客管理(カスタ

マー・デュー・デリジエンス・CDD)」の項においては、改正前後で次のように変更されています。

①改正前

改正前は、ガイドラインの【対応が期待される事項】として、次のように記載されていま

改正前のガイドラインII-2(3)(ii)【対応が期待される事項】a

団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること

②改正後

この内容について、改正後のFAQの同項【対応が求められる事項】⑥内に、次のQAが追加されました。

FAQII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥

【Q7】団体である顧客のリスク評価に当たって、留意すべき点を教えてください。

【A】当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案することが望ましい場合があります。

【A】では、これに加え、団体が形成しているグループのリスク評価についての着眼点が解説されています。

かかる建付けにおいては、従前は【対応が期待される事項】であったためにスルーしてきた観点についても、リスクに応じた対応が求められることが明らかとされたといえるでしょう。すなわち、法人や人格なき社団等の団体顧客の評価においては、その団体